

令和5年度第1回十和田市特別職報酬等審議会 会議録

日時:令和5年10月4日(水)10時30分から11時30まで

場所:十和田市役所 本館3階 庁議室

出席委員:赤坂委員、江渡委員、岡野委員、加藤委員、田島委員
中沢委員、畠山委員、升澤委員、力石委員

欠席委員:今泉委員

1. 開会

(司会)

ご案内の時間となりましたので、ただ今より、十和田市特別職報酬等審議会委員辞令交付式及び令和5年度第1回十和田市特別職報酬等審議会を開催します。

なお、本審議会につきましては、十和田市情報公開条例第23条の規定に基づき公開となりますことを申し添えます。

2. 辞令交付

(司会)

はじめに辞令交付を行います。

皆様には、十和田市特別職報酬等審議会委員にご就任いただくことにつきまして、事前にご承諾をいただいております。今日は、市長から、辞令を交付させていただくものであります。

市長が皆様の席を回りまして辞令を交付します。

お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、ご起立の上、お受け取りください。

(市長) 一人ずつ辞令交付

(司会)

なお、今泉湧水様は都合によりご欠席となっております。以上で辞令交付を終わります。

3. 市長あいさつ

(司会)

審議会の開催にあたりまして、市長より皆様にご挨拶を申し上げます。

(市長)

おはようございます。皆様には大変お忙しい中、十和田市特別職報酬等審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、この度は当審議会の委員の委嘱について承認いただきまして大変ありがとうございます。

さて、特別職の報酬等の額につきましては、当市の条例の規定によりまして、十和田市特別職報酬等審議会からご意見を伺うということになっております。

先ほど、任命させていただきました委員の皆様は、各界を代表される方や学識経験者として活躍の方、市政に関心をお持ちいただき積極的にご参加いただいている方となりますが、それぞ

れのお立場から、しっかりとご審議をいただけるものと思っております。

さて、当審議会は、令和元年度に17年振りに開催した際に、今後は定期的に審議会を開催するよう、答申の附帯意見としていただいたところであります。

この意見を受け、現在は2年に一度審議会を開催しており、今年度もこのように開催の運びとなりました。

委員の皆様には、現在の社会情勢やほかの自治体の状況なども踏まえ、様々な観点からご審議をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(司会)

ここで、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

一人ずつ紹介

4. 案件

(1) 会長の選任及び職務代理者の指名について

(司会)

早速ですが、案件(1)「会長の選任及び職務代理者の指名について」入らせていただきます。会長が選出されるまでの間、総務課長が進行をいたします。

(総務課長)

それでは、案件(1)の会長の選任に入りたいと思います。

十和田市特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選となっておりますが、自薦又は推薦はございますでしょうか。

(自薦、推薦の声無し)

無いようなので、事務局案を提案させていただきよろしいでしょうか。

(委員から承諾の声あり)

では事務局案をお願いします。

(事務局)

事務局案といたしましては、会長に、北里大学獣医学部学部長岡野昇三委員を提案させていただきますかと思っております。

(総務課長)

ただいま事務局案として岡野委員をお願いしたいとありますが、皆様よろしいでしょうか。

(委員から承諾の声あり)

岡野委員はご承諾いただけますでしょうか。

(岡野委員)

はい。よろしくお願いいたします。

(総務課長)

それでは、当審議会の会長には岡野委員が選任されましたので、岡野委員は正面の会長席

の方にご移動いただきたいと思います。

(司会)

それでは、会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長に選任していただきました岡野でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

この審議会の役割は、十和田市の特別職の報酬が適正であるか否かということ、2年ごとに様々な分野の方から第三者の視点でご意見をいただき、十和田市長に答申するものであります。限られた時間ではありますけれども、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではありますけれども、会議の開催にあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。

(司会)

これからの議事の進行につきましては会長をお願いいたします。会長には、会長職務代理者の指名をしていただきたいと思っております。

(会長)

それでは、会長職務代理者について、十和田市特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、私から指名させていただきます。

職務代理者については、江渡委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(委員から承諾の声あり)

(会長)

それでは江渡委員を当審査会の会長職務代理者といたします。よろしくお願いいたします。

4. 案件

(2) 諮問及び審議

(会長)

続きまして、案件(2)諮問及び審議に入ります。

事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

今回は「議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について」を審議事項とするものであります。このため、審議に先立ち、市長より本審議会へ諮問書をお渡しさせていただきます。

諮問文を読み上げ、市長より会長へ諮問書を渡す

(事務局)

恐れ入りますが、市長は公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(市長)

よろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま市長から諮問書をいただきました。

これより審議に移りたいと思います。事務局から資料についてご説明をよろしく願いいたします。

(事務局)

重ねてのご連絡となりますが、情報公開について、これからの審議の発言等も対象となりますのでご了承くださいますようお願いいたします。

それではお配りしております、A4 横版の「令和5年度 第1回十和田市特別職報酬等審議会」と書かれております資料に基づいて説明させていただきます。

なお、本日の第1回の審議会では、審議の参考としていただくこちらの資料についてご説明するところまで行わせていただき、第2回の審議会委員の皆様と議論していただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

資料の1ページをお開きください。

こちらが目次となっております。本日はこれらの項目について順にご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

まずはじめに、1.特別職の報酬・給料の額の改定に関する基本的な考え方についてご説明します。

(1)の審議会設置の趣旨についてですが、資料の四角囲みに市の条例を掲載しております。第1条にありますとおり、市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、本審議会が設置されております。

また、第2条第2項のところ、線が引いてあるところですが、市長は、必要があると認めるときは、議員報酬等の額について審議会の意見をきくことができます。とされております。

今回の審議会への諮問は、この条項に基づくものとなります。

資料の3ページをご覧ください。

(2)特別職の報酬・給料の額の改定についての考え方です。これは国から示されている基本的な考え方となりますが、議員の報酬や市長などの給料については、職務の特殊性に応じて定められるべきものであることから、一般職の給与改定に伴って自動的に引き上げ改定等を行うことは適当ではなく、審議会の審議を経て決定されることとされています。

次の(3)改定の際の考慮事項についてですが、改定を行う際は、①の国家公務員の特別職の職員の給与改定、②当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯、③当該地方公共団体の一般職の職員の給与改定の状況、④他の地方公共団体との均衡、これらを考慮することとされております。

次に(4)審議会において参考とする事項ですが、こちらも国からの通知により示されているものとなりますが、審議会においては、①人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、②当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯、③一般職の職員の給与改定の状況等、を踏まえ審議することとされております。

以上が、特別職の報酬・給料の額の改定に関する基本的な考え方になります。

続きまして資料の4ページ

2.審議事項とスケジュールについてご説明します。

(1)の審議事項は、ただいま諮問がありました、「議員報酬の額及び市長、副市長、教育長の給料の額について」です。

なお、現行の給料月額、資料の表のとおりですが、平成15年度から改定されておられません。

次に(2)のスケジュールについてですが、本日が第1回の審議会となりますが、あと2回程度審議会を実施したいと考えており、諮問に対する答申は12月までとしたいと考えております。

続きまして5ページに移ります。

3.これまでの審議会開催についてご説明します。

(1)のところですが、平成14年度に審議会を2回開催しております。諮問は「市長、助役及び収入役の給料並びに市議会議員の報酬の額について」でした。審議会においては、平均2.14%減額することが適当であるという答申内容でありました。理由は資料のとおりとなります。これにより平成15年度から給料・報酬の額が改定され、それが現在まで同額で続いているということになります。

(2)の令和元年度の審議会についてですが、平成15年度以降は報酬等の改定がなく、17年間審議会も開催されておませんでした。令和元年度に開催した審議会では、「市議会の議長、副議長及び議員の報酬の増額改定について」の諮問を受け、据置きとの答申となりました。

また、この審議会において、長らく審議会が開催されていなかった現状を踏まえ、審議会を定期的に開催するよう附帯意見がありました。

(3)の令和3年度の審議会についてですが、「市長、副市長、教育長の給料の額について」の諮問を受け、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている経済情勢等から総合的に検討し、据置きの答申となりました。

6 ページにはこれまでの改定経過を平成7年から掲載しております。なお、平成15年分までは、旧十和田市の状況です。

平成6年度審議会では増額の答申があり平成7年度から5.3%増額、平成8年度審議会では増額の答申があり、平成9年度から2.96%増額、と増額が続きましたが、平成10年度審議会では、資料にも記載のとおり、不況により早期の好転が見込めないため据え置きとの答申、そして、さきほどご説明いたしました、平成14年度審議会において減額の答申がなされ、平成15年度から2.14%の減額となり、それ以降報酬等の額はこれまで改定されておられません。

また、さきほどもご説明しましたが、令和元年度の審議会で、定期的に審議会を開催することが適当であるとの附帯意見があり、これ以降2年ごとに開催しております。

続きまして7ページに移ります。

4.青森県内10市の比較について ご説明します。

こちらは令和5年7月31日現在での県内10市の比較になります。まず、(1)市長・副市長・教育長の給料の比較では、十和田市はほぼ中間に位置する額となっており、市長・副市長が上から5番目となっており、教育長が上から4番目となっております。

また10市の平均と比較すると、青森・弘前・八戸のいわゆる旧3市の給料が高く、平均を引き上げていることもあり、本市は平均額を下回っておりますが、旧3市を除いた平均と比較しますと、本市は平均額を上回っております。

続いて8ページが議長、副議長、議員の報酬の県内10市の比較となります。

こちらも十和田市はほぼ中間に位置する金額水準となっており、議長は上から4番目、副議長は上から5番目、議員は上から4番目となっております。なお、先日報道にもありましたが、今年度むつ市が審議会を開催し、議員の報酬を増額改定する答申がされましたが、この表はその増額を反映させた後の資料となっております。

また10市の平均と比較すると、旧3市の報酬が高く、平均を引き上げていることもあり、本市は平均額を下回っておりますが、旧3市を除いた平均と比較しますと、本市は平均額を上回っております。

続きまして9ページに移ります。

5.人口・産業構造等が類似している地方公共団体との比較について ご説明します。

こちらは令和5年7月31日現在での類似団体との比較となります。類似団体とは、国が定める基準に従いまして、人口や産業構造等をもとに全国の自治体を類似する団体ごとに区分したものであり、十和田市は、人口5万人以上10万人未満、産業構造が第2次、第3次産業が90%未満、かつ、第3次産業55%以上の団体という区分にあてはまり、十和田市を含め48団体が、国の基準による類似団体ということになります。

(1)の表は市長の給料月額順位で48の類似団体を並べたものの抜粋となりますが、市長・副市長及び教育長の給料の額は、48団体中、上から22位から26位でほぼ中間に位置する額であり、資料の一番下に表示しております類似団体の平均額に近い額となっております。

続きまして10ページに移ります。

(2)の表は議長の報酬額の順位で48の類似団体を並べたものの抜粋となります。議長・副議長・議員の報酬の額は、48団体中、上から23位から24位でほぼ中間に位置する額であり、類似団体の平均額に近い額となっております。

以上、7ページから10ページまでのご説明のとおり、県内10市の比較、類似団体との比較のいずれにおいても、十和田市の特別職の報酬・給料の額はおおむね平均的な額となっております。

続きまして11ページに移ります。

6. 十和田市の財政状況について ご説明いたします。

11ページが数値を示した表で、12ページが推移をグラフで示したものとなりますので、併せてご覧ください。

報酬等の改定の答申が行われた平成14年度と比較しますと、市の預金に当たる財政調整基金・減債基金ともに残高は大幅に増加しております。12ページの左側のグラフでオレンジの棒が財政調整基金、グレーの棒が減債基金の残高の推移となっておりますが、それぞれ170%程度増加しております。また、毎年の決算の黒字額である「収支」の額も、毎年10億以上、ここ2年は20億以上の黒字となっております。12ページの左側のグラフで青い線が毎年の収支の黒字額の推移となっております。

一方、市の借入れ金に当たる地方債の現在高は、平成19年度をピークに減少してきておりましたが、近年の公共施設の老朽化に伴う建替え等により平成14年度と比較すると約7%増となっておりますが、先ほど申しました基金残高は大幅に増加しており、トータルで考えますと安定的な財政状況を保っていると言える状況となっております。

続きまして13ページに移ります。

7. 一般職の職員の給与改定の状況について ご説明します。

13ページと14ページが続きの表となっております。

一般職の給与については青森県人事委員会から示される「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、青森県が改定する内容に併せて十和田市職員の給与等を改定しております。平成15年以降の改定状況を表にしておりますが、月例給では平成23年までの間に改定率のマイナス時期が続いたほか、平成19年からは特別給いわゆるボーナスである期末・勤勉手当の年間支給月数が徐々に少なくなり、平成24年は3.85月で、平成15年と比べますと0.55

月減となっております。

また、平成 18 年には国の給与構造改革による引き下げが行われ、平均 4.8%の大幅な減額が行われました。

14 ページが平成 26 年以降の表となります。

平成 26 年には月例給が 7 年ぶり、特別給が 9 年ぶりに引上げとなりました。その後も月例給・特別給は引き上げが続き、6 年連続で平均年間給与が増加しております。令和 2 年、令和 3 年は月例給は据え置き、特別給が 2 年連続減となりましたが、令和 4 年はともに増額改定となっております。

なお、令和 5 年は青森県人事委員会の発表はまだされておきませんが、国の今年の人事院勧告の改定率等をそのまま反映させております。令和 5 年も月例給、特別給ともに増となる見込みです。

15 ページはただいま説明しました給与改定率と特別給の支給月数の推移をグラフで示したものです。オレンジの線が、累積の改定率となります。平成 14 年を 100 とした場合、平成 23 年まで減額が続いておりましたが平成 26 年以降、徐々に増額し、推計値ではありますが令和 5 年で 95.5 となっております。

また、青い棒グラフが特別給の支給月数、給料の何か月分をボーナスとして支給するか、ですが、平成 14 年が 4.65 月分であったのに対し、令和 5 年では 4.4 月分の見込みとなっております。

なお、近日中に令和 5 年度の青森県人事委員会の発表が見込まれますので、第 2 回の審議会ではそれを反映させた資料を委員の皆様にお示ししたいと考えております。

続きまして 16 ページに移ります。

8. 消費者物価指数の推移について ご説明します。

現在の統計では、令和 2 年度が基準年となっており、令和 2 年度に全国の世帯が購入したモノやサービスの価格を基に算出した指数を 100 とし、ほかの年と比較したものととなります。なお、この表をグラフで示したものが 17 ページとなりますので併せてご覧ください。

16 ページに近年の動向を記載しておりますが、特に令和 4 年度は、ウクライナ情勢などによる原油価格の上昇や原材料価格の上昇、円安を背景に、エネルギーや食料価格が上昇したことから総合で 102.3 と、令和 2 年度と比較し 2.3 ポイント上昇しております。

本市で最後に特別職の報酬等の改定が行われた平成 15 年度、赤い太線で囲んでいる部分と、令和 4 年度を比較しますと、総合の指数で 6.8 ポイント上昇しております。

続いて資料の 18 ページをご覧ください。

9. その他参考事項となります。

まず、(1)年間給与及び報酬額の資料についてですが、全体像をご説明するために準備した資料となります。審議会で審議していただく項目は、赤線で囲んでいる部分であります、給料や報酬の月額となりますが、市長や議員など特別職に支給される年間の給与総額、報酬の総額は、この表のとおりとなります。

例としまして、右側の令和4年度の市長の区分で申し上げますと、給料の月額Aのところは861,000円ですので、年間ではその12か月分、Bのところですが10,332,000円となります。そのほかに6月と12月に支給される期末手当が3,357,900円あります。Cのところですが、市長に年間で支給される給与総額は、Bの10,332,000円とCの3,357,900円を足した、13,689,900円ということになります。なお、市長、副市長、教育長はこのほかに寒冷地手当の支給があります。

同様に、議員報酬についても月額の報酬のほかに期末手当があり、年間の報酬額は表に記載のとおりとなります。

先ほど来、ご説明しておりますとおり、給料や報酬の月額は、平成15年度から現在まで改定がなく同額が続いておりますが、期末手当が給料の何月分支給されるかにつきましては、一般職の職員と連動して、年により増減があります。

続いて19ページをご覧ください。

(2)県内10市の特別職報酬等審議会の開催状況についてです。

まず、今年度特別職報酬等審議会を開催する予定がある市は、十和田市とむつ市のみです。むつ市はすでに審議会を終了しております。直近の審議会の開催年度、改定状況も記載しておりますが、改定があったのは平成29年度に審議会を開催した弘前市と八戸市、そして今年度開催したむつ市となっております。

資料の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局の方から、改定の基本的な考え方であったり、スケジュール、これまでの審議会の開催状況、県内10市の比較、同じような人口、産業構造の他の地方公共団体との比較、十和田市の財政状況、一般職の給与改定の状況、消費者物価等推移などをご説明していただいたと思います。

この資料等に関しまして、ご質問等があれば、よろしくお願いいたします。

(委員)

この会議の、私たちの守秘義務というのはどうなっているのでしょうか。たとえば、私が、誰々委員がこんなことを話したんだよ、といったようなことを他の人に教えることができるのか、その辺の決まりというものを教えてください。

(事務局)

本審議会は公開であり、議事録をのちほどホームページで公開いたします。その際、委員の発言につきましては、お名前は出さない形での公表の仕方となります。

(委員)

実際に私が、周りの方に言うというのは、言いませんけれども、それはどういう扱いになりますか。

(事務局)

他の委員の方がこういう発言をしていた、ということを別の方に伝えてもいいかということですか。

(委員)

そういう決まりとかは無いんですか。

(事務局)

それは無いです。

(委員)

でも注意しなきゃならないということですね。

(事務局)

公表の仕方については、あえて委員一人ひとりのお名前は出さない形で、最後にホームページで公表いたしますので、それを踏まえますと、その部分については配慮していただければありがたいです。

(会長)

たぶん今ご質問があったのは守秘義務が、このいわゆる審議会ですので、審議会であったことは、議事録として出る以外は表に出さないという形が一つなのかという、もしかしたらご質問かなと思います。

特に、そういうことは無いということでしょうか。

(事務局)

この審議会ですけれども、マスコミの方もいらしておりますし、これは公開の場になっております。事務局の立場といたしましては、議事録は伏せ字にして誰が発言したかはもちろん伏せませうけれども、今(委員)がおっしゃったような、誰が話したかということまでは拘束はできない形となっておりますので、その点を踏まえていただければなと思います。

(会長)

特に拘束はされていないという部分だろうとは思いますが、自由に発言ができるという状況を担保するためには、それを妨げるような行為は避けていただきたいという部分だろうと思います。委員の方もそうでしょうし、報道の方もそのようなご配慮いただければと思いますので、いろんな忌憚のない意見を伺わなきゃいけない場だと思っておりますので、その辺のところは配慮していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長)

そのほか、資料等に関しまして、ご質問というのは…。まあ、ちょっと資料を見ていただいて、数字とかいろいろあると思いますので、たぶん、次回に色々質問の時間っていうんですかね、第2回以降にいろいろいただくというところだろうと思いますので、資料を見ていただいてというところで、またご意見をいただきながらかなと思いますので、この資料に関しましてはよろしいでしょうか。

(委員)

あともう一つ教えていただきたいことがありまして、人事院の勧告ですけれども、例えば、令和5年と書いてあるのは、実際令和6年からの給料、という意味合いでしょうか。さかのぼる、ということですか。

(事務局)

さかのぼりまして、今年度の給料から、さかのぼって改定するということになります。

(委員)

今日、資料を用意しましたので、配布していただけますか。

(会長)

今、(委員)から資料を配付してよろしいかということですが、委員の皆さん、配布してよろしいでしょうか。

(会長)

特にご意見がなければですね、それでは、資料を配付していただければと思いますので、よろしく願いいたします。配布が終わりましたら、(委員)から資料のご説明をよろしく願いいたします。必要があればですね。資料の配布だけでよろしければ持ち帰ってというところですが、

(委員の資料を事務局が委員に配布)

(会長)

(委員)から資料のご説明の必要はございますでしょうか。

(委員)

簡単に、5分くらい説明させていただければと思います。

(会長)

それではよろしく願います。

(委員)

提出しました資料について簡単に説明させていただきますけれども、まず、事務局の方から提出された資料、非常に精査されている内容で、勉強になることが大変ありました。それとは別にですね、私自身が自分で調べたものを書いたわけですが、今、全国の知事、市長、区長、町長、村長の総数は1,800あるんです。月額給与はですね、平均で81万円と、十和田市長の月額861,000円というのは、529番目、これが事実です。800ある市の市議会議員の月額平均は42万円、年収は670万円です。十和田市の議員報酬は月額362,000円、年収は548万円と、かなり低いという数字となっております。

5年前に、政府主導で働き方改革が提唱されました。十和田市は4年前には議員報酬を据え置く決定があり、2年前には市長、副市長、教育長の給料も据え置くことになったと。それで、先ほど説明いただいて、いろいろ事情があつて、しかも精査された内容であるとは思いますが、いかなる事情があつたとしても、世の中の趨勢と今の給与体系は連動していないというように考えました。

そこで、非常に難しい話になるんですけども、市長、副市長、教育長の給料っていうのは、十分なデータが集まらなかったんで、私自身はコメントする立場にはないんですけども、議員についてご説明したいと思います。

まず最初に、議員報酬を40万円をベースにして、人口10万人未満の都市を80箇所リストアップしました。その中で今度は、人口7万人未満の36の市を抽出して、その36の市がどんなふうになっているのかというのを調べて、年収が600万円を超えています。

さて、ちょっと十和田市は捨て置くんですけども、2年前に台湾出身で36歳のミッシェル・ウーさんという人が、人口60万人のボストンの市長に当選しました。市長の報酬というのは、ボストンの場合は25万ドル、今は187円ですけど、昔ながらの100円換算でいくと2,500万円であると考えてください。ボストンには13人の市会議員がいますけど、報酬は市長の1/2というルールがあるんです。ですから、この人たちは12万5千ドル、1,250万円頂いているということです。ところが、日本と違って、ボストンの市長というのは、補佐官が2名いて、特別顧問というのが6人もいます。これは全部、市がお金を払っている、給料を払っています。市会議員もですね、2人の補佐官がいます。これも、市が払っている。ですから、非常にその、ウーさんというのは選挙活動に2億円使ったというんですけども、その分大所帯を持ってやっているわけですから、そのくらい金がかかるというのは当然です。このような背景があるので、アメリカの場合はレーガン大統領とかクリントンとかカーターさんみたいに、州知事が大統領になっていく、あるいはニューヨーク市のブルーム市長とか、あとはジュリアーニさんなんかは大統領候補選に出ていくと、そういった形で、少し違うんですけども日本の国会に近い体制をもっていると。

さて、もう一回本題に戻って3ページを見ますと、十和田市の議員報酬を例えば月額40万円に設定して、期末手当を3カ月分とすると年収600万円となりますけれども、そうすると、月額3万8千円のアップで、年収は52万円のアップになると。これも一つの参考意見として、議論の叩き台にいただければありがたいというふうに思っています。

それと、もう一つ大事なことは、発言が許されるなら議員定数について述べたいと思います。先ほど申し上げました36の都市で、議員定数が20人を超えるのは、わずか6つの都市しかないですね。議員定数が16~18人が17の都市。十和田市も議員数を4人減らして、議員定数18人体制が理想的だというふうに、今、追加して考えております。そうすれば、財政も圧迫しないし、あと、選挙そのものが密になってくるんじゃないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。資料を見ていただいて、次回のご質問の時に参考にさせていただ

いたりというところもあるかと思えます。

あと、最後の部分で、議員の定数に関しましては、この審議会で諮問されているところは、給料に関してということだけですので、それに関しましてはちょっとこの審議会で審議するものではないということで、ご了解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

5. その他

(1) 今後のスケジュール

(会長)

それでは、続きまして、次第の5番目、「その他」に入ります。

(1) 今後のスケジュールについて事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

12月末までに答申案を決定することを予定しておりますので、第2回審議会を10月下旬から11月上旬に、第3回審議会を11月下旬に開催できればと考えております。本日、日程について聞き取り用紙をお渡ししておりますので、スケジュールをご確認していただき、後日、用紙をご返送くださいますようお願いいたします。

委員の皆様のご都合を確認したうえで、次回以降の審査会開催についてご案内をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(会長)

今皆様から他に何かございますでしょうか。

(委員)

この、午前、午後の時間帯をもう少し絞ることはできますか。それとも、もう本当に午前か午後か、なのか。

(事務局)

午前の場合は本日のように、10時、10時半からということで考えております。午後の場合は、例えば1時からであったり、3時からであったり幅があると思いますので、可能なお時間を書いていただければまたそれを調整して。午後どの時間でもいいよという委員の方は、ただ〇をさせていただいて、午後の前半がいいですとか、午後の後半なら出られますという方は、申し訳ないですけどもその旨も記載していただければ助かります。

(会長)

そのほか、何かございますでしょうか。

それでは、本日の審議は終了したいと思います。進行を事務局にお戻しいたします。よろしくお願ひいたします。

6. 閉会

(司会)

岡野会長、ありがとうございました。

これをもちまして十和田市特別職報酬等審議会委員辞令交付式及び令和5年度第1回十和田市特別職報酬等審議会を閉会いたします。本日は大変お疲れ様でした。